

平成27年度特別支援学校における  
医療的ケアに関する調査  
【都道府県・指定都市教育委員会用】

<記入担当者>

Table with 2 columns: 都道府県市コード, 都道府県市名, 担当部署, 担当者名, 連絡先電話番号, e-mail. Values include 26, 京都府教育委員会, 特別支援教育課, 辻 喜朗, 075-414-5835, y-tsuii22@pref.kvoto.lg.jp

の欄のみに記入すること。

1 日常的に医療的ケアが必要な幼児児童生徒数

(調査期日:平成27年5月1日現在) ※ただし、調査票2、1、②のうち、「登録特定行為事業者」及び「認定特定行為業務従事者数」の欄については、平成27年9月1日現在で御回答ください。

※ 「医療的ケアが必要な幼児児童生徒数」の欄には、日常的に経管栄養やたんの吸引等の医療的ケアを受けている者の数を記入すること。(ただし、本人が行う行為を除くこと。)

① 全域における対象幼児児童生徒数(学部別) ※専攻科の生徒は除くこと。

Table with 5 columns: 区分, 幼稚部, 小学部, 中学部, 高等部, 合計. Rows include 通学生, 訪問教育(家庭), 訪問教育(施設), 訪問教育(病院), 合計.

② 学校ごとの対象幼児児童生徒数と看護師等の対応者数

Table with 12 columns: 医療的ケアを必要としている幼児児童生徒が在学している学校名, 登録特定行為事業者(9/1現在), 障害種別(視覚, 聴覚, 知的, 肢体, 病弱), 在学者数(人), 医療的ケアが必要な幼児児童生徒数(人), 配置されている看護師数(人), 看護師資格の活用, 認定特定行為業務従事者数(人)(9/1現在)(教員, 教員以外).

①(A)の数字と一致させてください

※ 「登録特定行為事業者」欄には、特定行為事業者としての登録がされている学校に○をつけること。  
※ 「障害種別」には、設置者の定める規則等で、学校での設置を明示している障害種別について、該当するもの全てに○をつけること。  
※ 「在学者数」には、医療的ケアを必要としている幼児児童生徒が在学している学校の全幼児児童生徒数を記入すること。  
※ 「看護師資格の活用」には、看護師資格を有する養護教諭が看護師資格を活用して対応している場合(介護職員等に許される咽頭前などの吸引等以外の行為を行っている場合等)に、「配置されている看護師数」の内数として記入すること。  
※ 「認定特定行為業務従事者数」には、特定行為業務従事者として認定され、たんの吸引等の実施に当たっている教員及び教員以外の者の数を記入すること。

## ③ 行為別対象幼児児童生徒数

医療的ケア項目		対象幼児児童生徒数 (人)			
		通学生		訪問教育	
		通学生合計	うち事前申し込人数	(家庭・施設・病院)	
栄養	●経管栄養 (鼻腔に留置されている管からの注入)	28	26		2
	●経管栄養 (胃ろう)	38	29		9
	●経管栄養 (腸ろう)	3	2		1
	経管栄養 (口腔ネラトン法)	4	4		
	I V H中心静脈栄養	1	1		
呼吸	●口腔・鼻腔内吸引 (咽頭より手前まで)	69	60		9
	口腔・鼻腔内吸引 (咽頭より奥の気道)	25	21		4
	●気管切開部 (気管カニューレ内) からの吸引	36	32		4
	気管切開部 (気管カニューレ奥) からの吸引	20	18		2
	経鼻咽頭エアウェイ内吸引	1	1		
	気管切開部の衛生管理	35	31		4
	ネブライザー等による薬液 (気管支拡張剤等) の吸入	27	23		4
	経鼻咽頭エアウェイの装着	0			
	酸素療法	21	17		4
	人工呼吸器の使用	26	23		3
排泄	導尿 ※本人が自ら行う導尿を除く	4	4		
その他 (※ 具体的な行為名については別紙に記入する。)		88	86		2
合計 (延人数)		426	378	0	48
医療的ケアが必要な幼児児童生徒数		132			

<参考>	対象幼児児童生徒数 (人)			
	通学生		訪問教育	
	通学生合計	うち事前申し込人数	(家庭・施設・病院)	
ネブライザー等による薬液でない水 (精製水・生理食塩水) の吸入	10	10		
導尿 (自己)	2	2		

※ ●は認定特定行為業務従事者が行うことを許容されている医療的ケア項目である。  
 ※ 医療的ケア項目の「その他」の部分には、上記項目以外で、幼児児童生徒が日常的に受けているケアで、医行為としてとらえている行為を記入すること。なお、記入に当たっては、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」(医政発第0726005号平成17年7月26日付け厚生労働省医政局長通知)を踏まえ、原則として医行為でない行為は除くこと。

## 2 各都道府県及び指定都市における実施体制

① 医療的ケアを実施する者について、該当するところに○をつけてください。(複数回答可)

看護師	<input type="radio"/>
教員	<input type="radio"/>
教員以外の介護職員	

※学校によって対応が異なる場合等は、こちらに具体的に記入してください。

病院併設校4校のうち2校は、学校において医療的ケアは実施せず、必要な時には併設病院において病院の看護師がケアを行っている。

■教員等が実施できる特定行為について、該当するところに○をつけてください。

厚生労働省令に定められる5つの行為を全て対象とする	<input type="radio"/>
厚生労働省令に定められる5つの行為のうち、気管カニューレ内部のたんの吸引を対象としていない	
厚生労働省令に定められる5つの行為のうち、気管カニューレ内部のたんの吸引以外の行為で対象としない行為がある	

## 3 教員が「認定特定行為業務従事者」となるための研修

研修の実施機関について、該当するところに○をつけてください。

都道府県	
教育委員会が登録研修機関として実施	<input type="radio"/>
教育委員会以外の登録研修機関が実施	

調査票 1 平成27年度小・中学校における医療的ケアに関する調査【都道府県・指定都市用】①

の欄のみに記入すること。

都道府県市コード	26
----------	----

都道府県・指定都市名	京都府教育委員会
担当課名	特別支援教育課
担当者氏名	辻 喜朗
連絡先（電話）	075-414-5835
連絡先（電子メール）	y-tsui22@pref.kyoto.lg.jp

1 日常的に医療的ケアが必要な児童生徒数

（調査期日：平成27年5月1日現在）※ただし、調査票 1、1、③のうち、「登録特定行為事業者」及び「認定特定行為業務従事者数」の欄については、平成27年9月1日現在で御回答ください。

※ 「医療的ケアが必要な児童生徒数」の欄には、小・中学校において、日常的に経管栄養やたんの吸引等の医療的ケアを受けている者の数を記入すること。（ただし、本人が行う行為を除くこと。）

①医療的ケアが必要な児童生徒数

医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する学校数（校数）			医療的ケアが必要な児童生徒数（人）						
小学校	中学校	総計	小学校		中学校		小・中学校計		
			通常の学級	特別支援学級	通常の学級	特別支援学級	通常の学級	特別支援学級	総計
4	2	6	1	3		2	1	5	6

②行為別医療的ケアが必要な児童生徒数

医療的ケア項目	対象児童生徒数（人）			
	通常の学級 （小学校・中学校）	特別支援学級 （小学校・中学校）		
栄養	●経管栄養（鼻腔に留置されている管からの注入）	1	1	
	●経管栄養（胃ろう）	1	1	
	●経管栄養（腸ろう）	0		
	経管栄養（口腔ネラトン法）	0		
	I V H中心静脈栄養	0		
呼吸	●口腔・鼻腔内吸引（咽頭より手前まで）	1	1	
	口腔・鼻腔内吸引（咽頭より奥の気道）	0		
	●気管切開部（気管カニューレ内）からの吸引	1	1	
	気管切開部（気管カニューレ奥）からの吸引	0		
	経鼻咽頭エアウェイ内吸引	0		
	気管切開部の衛生管理	1	1	
	ネブライザー等による薬液（気管支拡張剤等）の吸入	0		
	経鼻咽頭エアウェイの装着	0		
	酸素療法	0		
人工呼吸器の使用	1	1		
排泄	導尿 ※本人が自ら行う導尿を除く	2	1	1
その他（※具体的な行為名については別紙に記入する。）		3	1	2
合計（延人数）		11	2	9

<参考>	医療的ケアが必要な児童生徒数（人）	
	通常の学級 （小学校・中学校）	特別支援学級 （小学校・中学校）
ネブライザー等による薬液でない水（精製水・生理食塩水）の吸入	0	
導尿（自己）	4	2

※ 1人が複数の行為を要する場合は、それぞれ該当する項目に計上し、延人数を記入すること。  
 ※ ●は認定特定行為業務従事者が行うことを許容されている医療的ケア項目である。  
 ※ 医療的ケア項目の「その他」の部分には、上記項目以外で、幼児児童生徒が日常的に受けているケアで、医行為としてとらえている行為を記入すること。なお、記入に当たっては、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」（医政発第0726005号平成17年7月26日付け厚生労働省医政局長通知）を踏まえ、原則として医行為でない行為は除くこと。

調査票 1 平成27年度小・中学校における医療的ケアに関する調査【都道府県・指定都市用】 別紙

②行為別医療的ケアが必要な児童生徒数「その他」の行為名について記入してください。

※類似の行為については集約していただいて構いません。

※行が不足する場合は適宜追加してください。

	具体的行為名	医療的ケアが必要な児童生徒数(人)
1	酸素の機械を学級に設置し、常時携帯酸素を使用している。	1
2	血糖値の測定	1
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

平成27年度小・中学校における医療的ケアに関する調査

①医療的ケアが必要な児童生徒数

27.5.1現在

市町村名	小学校			中学校			小・中学校計		
	通常の学級	特別支援学級	小計	通常の学級	特別支援学級	小計	通常の学級	特別支援学級	小計
城陽市	0	0	0	0	1	1	0	1	1
宇治田原町	0	1	1	0	0	0	0	1	1
福知山市	1	0	1	0	0	0	1	0	1
舞鶴市	0	0	0	0	1	1	0	1	1
宮津市	0	1	1	0	0	0	0	1	1
京丹後市	0	1	1	0	0	0	0	1	1
合計	1	3	4	0	2	2	1	5	6

平成27年度小・中学校における医療的ケアに関する調査(文部科学省)

②行為別医療的ケアが必要な児童生徒数

27.5.1 現在

市町村名	在籍の学校、学級	栄 養					呼 吸										排泄 導尿 ※本人自ら行う導尿を除く。	小計(延人数)	その他	合計(延行為数)	ネブライザー等による薬液でない水(精製水・生理食塩水)の吸入	導尿(自己)
		経管栄養(鼻腔に設置されている管からの注入)	経管栄養(胃ろう)	経管栄養(腸ろう)	経管栄養(口腔ネラトン法)	IVH中心静脈栄養	口腔・鼻腔内吸引(咽頭より手前で)	口腔・鼻腔内吸引(咽頭より奥の気道で)	気道切開部(気管カニューレ内)からの吸引	気道切開部(気管カニューレ奥)からの吸引	経鼻咽頭エアウェイ内吸引	気管切開部の衛生管理	ネブライザー等による薬液(気管支拡張剤等)の吸入	経鼻咽頭エアウェイの装着	酸素療法	人工呼吸器の使用						
城陽市	中・特別支援学級																	0		1	自己導尿	
宇治田原町	小・特別支援学級																1	1	1		1	
福知山市	小・通常の学級																		1	1		酸素ボンベ携帯
舞鶴市	中・特別支援学級	1																	1	1		1
宮津市	小・特別支援学級																		1	1		※血糖値測定
京丹後市	小・特別支援学級		1				1	1			1				1				5	5		
合 計		1	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	6	2	8	0	3